

平成二十四年十一月六日受領
答 弁 第 一 一 一 号

内閣衆質一八一第一一号

平成二十四年十一月六日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 岡 田 克 也

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員吉井英勝君提出三菱電機による防衛省等への過大請求についての会計検査院の報告書に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員吉井英勝君提出三菱電機による防衛省等への過大請求についての会計検査院の報告書に関する質問に対する答弁書

(二) 及び (五) について

防衛省においては、指名停止期間中の三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）を指名競争入札及び一般競争入札に参加させず、また、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、随意契約の相手方とせず、さらに、契約の相手方が業務の一部を三菱電機に請け負わせることについても、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、承認しないこととしている。

内閣衛星情報センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）においては、それぞれ、指名停止等の措置の期間中の三菱電機を指名競争入札及び一般競争入札に参加させず、また、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、随意契約の相手方とせず、さらに、その事業の委託を受けた事業者が三菱電機に再委託を行うことについても、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、承認しないこととしている。

一方、防衛省、内閣衛星情報センター及びJAXAが行う契約には、最先端技術等を必要とするものな

ど、特定の事業者との間以外では行えないものが多く、また、当該契約を行わなければ任務又は業務に重大な支障を生じるおそれがある場合があるため、指名停止期間中の三菱電機との間で契約を行わなければ任務又は業務に重大な支障を生じるか否かを厳密に判断し、やむを得ない事由があると認められる場合にのみ契約を行うこととしているところである。

これらにより、三菱電機が契約の相手方及び再委託先から最大限排除されていることから、指名停止等の措置は実効性があるものと考えている。

(二) について

一般競争入札について、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第七十三条は、契約担当官等（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる」と規定しており、この場合、当該資格を有しない者は当該競争に参加できないこととなる。また、指名停止措置とは、一般に、指名競争入札について、契約

担当官等が、特定の者について、一定の期間、同令第九十七条第一項の規定による指名の対象外とする措置をいい、当該措置を受けたことのみをもって直ちに一般競争入札に参加できなくなるものではないが、一般に、契約担当官等は、当該措置を受けていないことを同令第七十三条が規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格として定めているものと承知している。

(三) について

お尋ねの契約件数は、現時点で確認できる平成二十四年（二十二年）八月末までの範囲では百七十件であり、その契約金額は合計千三百一億七千八百二十四万七千四百七十五円である。

また、お尋ねの点を含むこれらの契約の詳細については、防衛省のホームページで公表しているところである。

(四) について

お尋ねの契約件数は三十一件であり、その契約金額は合計十四億四千七百七十六万四千七百三十円である。これらの契約について、①契約日、②契約の件名、③契約に係る業務の概要、④契約金額、⑤契約の方式、⑥競争参加資格停止中に三菱電機と契約したやむを得ない事由をお示しすると、次のとおりである。

①平成二十四年（二千十二年）一月三十一日 ②科学衛星・探査機運用に関わるアンテナ追跡運用作業等（臼田系） ③科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に関する業務の実施 ④七百五十六万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）一月三十一日 ②科学衛星・探査機運用に関わるアンテナ追跡運用作業等（内之浦系） ③科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に関する業務の実施 ④千三百九十一万二千五百円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）三月二十一日 ②情報収集衛星レーダ四号機の初期運用に係る運用準備支援 ③情報収集衛星レーダ四号機の初期運用支援の実施 ④一億六千六十五万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、情報収集衛星の開発等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）三月三十日 ②内之浦宇宙空間観測所二十メートル系アンテナ緊急修理 ③二十メートル系アンテナの補修及び部品交換の実施 ④二千七百八十二万五千円 ⑤随意契約 ⑥他

社では代替することが不可能であり、かつ、科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）三月三十日 ②白田宇宙空間観測所六十四メートル系アンテナ緊急修理
③六十四メートル系アンテナの装置の更新及び修理の実施 ④一億千二十五万円 ⑤随意契約 ⑥他社
では代替することが不可能であり、かつ、科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）三月三十日 ②地上ネットワーク局（沖縄第一可搬局、キルナ第一可搬局）の緊急修理 ③沖縄第一可搬局及びキルナ第一可搬局の緊急修理の実施 ④二千五百十二万三千五百円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、人工衛星の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二日 ②二千十二年度DRTS軌道上技術評価 ③データ中継衛星の運用に必要な健全性確認の実施 ④四千七百五十六万五千円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、データ中継衛星の運用に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二日 ②沖縄第二可搬局空中線設備主反射鏡裏骨組み（リブ）の交

換修理 ③沖縄第二可搬局の空中線設備主反射鏡裏骨組み（リブ）の交換修理の実施 ④九千五百九十九万九千四百円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、人工衛星の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二日 ②平成二十四年度追跡管制設備及び地球観測情報受信設備の維持管理 ③追跡管制設備及び地球観測情報受信設備の維持管理の実施 ④二千五百八十五万四千四百八十円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、人工衛星の追跡管制、地球観測データの受信に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二日 ②平成二十四年度情報収集衛星の維持管理 ③運用中及び今後打ち上げ予定の情報収集衛星の維持管理業務の実施 ④四億四百二十五万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、情報収集衛星の開発等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二日 ②平成二十四年度GOSAT衛星システム軌道上技術評価支援 ③温室効果ガス観測技術衛星の運用に必要な健全性確認の実施 ④千五百七十五万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、温室効果ガス観測技術衛星の運用に重大な支障を来すため

め

①平成二十四年（二十十二年）四月二日 ②平成二十四年度技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）軌道上技術評価 ③技術試験衛星Ⅷ型の技術評価及び衛星管制運用に関する付帯業務の実施 ④五百四万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、技術試験衛星Ⅷ型の運用に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二十十二年）四月二日 ②科学衛星・探査機運用に関わるアンテナ追跡運用作業等（臼田系） ③科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に関する業務の実施 ④六百九十三万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二十十二年）四月二日 ②科学衛星・探査機運用に関わるアンテナ追跡運用作業等（内之浦系） ③科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に関する業務の実施 ④千四百七万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、科学衛星・探査機の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二日 ②平成二十四年度HTV運用管制システム機能付加 ③HTV三号機の打ち上げに向けたHTV遠隔テレメモニタシステムの機能付加の実施 ④三百六十七万五千元
⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、HTV三号機の打ち上げ、運用管制に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二日 ②HTV運用管制システム計算機換装に伴うソフトウェア改修等 ③HTV運用管制システムの後継サーバ計算機への換装に伴うソフトウェアの改修及び試験の実施
④三千九百二十七万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、HTVの打ち上げ、運用管制に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二日 ②平成二十四年度HTV地上システム担当技術支援 ③HTV三号機に向けたHTV運用管制システムに係る作業の実施 ④三千七百十七万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、HTV三号機の打ち上げ、運用管制に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二日 ②平成二十四年度HTV打ち上げ解析及びHTV維持設計
③HTV三号機及びHTV四号機の打ち上げ解析及びHTVの維持設計の実施 ④一億三千八百六十万円

⑤ 随意契約 ⑥ 他社では代替することが不可能であり、かつ、H T V 三号機及び四号機の打ち上げ、運用管制に重大な支障を来すため

① 平成二十四年（二千十二年）四月二日 ② 宇宙ステーション補給機三号機ランデブ運用準備 ③ H T V 三号機のランデブ飛行運用に向けた運用準備作業の実施 ④ 二千百六十三万円 ⑤ 随意契約 ⑥ 他社では代替することが不可能であり、かつ、H T V 三号機の打ち上げ、運用管制に重大な支障を来すため

① 平成二十四年（二千十二年）四月二十三日 ② 第一期水循環変動観測衛星（G C O M I W 一）追跡ネットワーク筑波管制局及び海外局における初期運用支援 ③ 水循環変動観測衛星の追跡管制を実施する筑波管制局及び海外局初期運用における追跡管制技術支援の実施 ④ 千三百四十九万九千八百五十円 ⑤ 随意契約 ⑥ 他社では代替することが不可能であり、かつ、水循環変動観測衛星の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

① 平成二十四年（二千十二年）四月二十三日 ② 平成二十四年度地上ネットワークシステムにおける時刻設備の付加改修 ③ 地上ネットワークシステムの地上局の時刻設備に係る付加改修の実施 ④ 五千六百三十二万五千円 ⑤ 随意契約 ⑥ 他社では代替することが不可能であり、かつ、人工衛星の追跡管制、運

用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）四月二十七日 ②情報収集衛星実証衛星（J二）の追跡管制支援 ③情報収集衛星実証衛星の追跡管制支援業務の実施 ④二千四十七万五千円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、情報収集衛星の開発等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）五月七日 ②HⅡA・F二十一射場系射場整備作業 ③HⅡA二十一号機打ち上げにおけるロケットの各種データ取得、不具合発生時の調査及び一次処置対応の実施 ④千五百九十六万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、HⅡA二十一号機の打ち上げに重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）六月六日 ②平成二十四年度改良型高性能マイクロ波放射計（AMSR-1E）機能チェック作業支援 ③AMSR-1Eの回転を再開するための支援作業及びレビューの実施 ④八百四十万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、改良型高性能マイクロ波放射計の運用に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）七月四日 ②受信周波数変換装置アラーム緊急不具合修理 ③データ受

信設備の緊急修理の実施 ④三百三十万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、情報収集衛星の開発等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二十十二年）七月四日 ②H-I B・F三射場系射場整備作業 ③H-I B三号機打ち上げにおけるロケットの各種データ取得、不具合発生時の調査及び一次処置対応の実施 ④千六百四十八万五千元 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、H-I B三号機の打ち上げに重大な支障を来すため

①平成二十四年（二十十二年）十月十五日 ②情報収集衛星（光学五号機／レーダ予備機）第五期地上システムの追跡管制支援 ③第五期地上システムと地上ネットワークシステムとのインターフェース調整、データベース構築・設計及び第五期地上システム設備内調整試験の実施 ④三千百五十万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、情報収集衛星の開発等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二十十二年）十月二十二日 ②宇宙ステーション補給機四号機ランデブ運用準備 ③H T V四号機のランデブ飛行運用に向けた運用準備作業の実施 ④五千二百九十二万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、H T V四号機の打ち上げ、運用管制に重大な支障を来すた

め

①平成二十四年（二千十二年）十月二十三日 ②地上局緊急不具合修理 ③地上局で発生している不具合の緊急修理 ④四百九十万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、情報収集衛星の開発等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）十月二十三日 ②地上ネットワークシステム（GN）地上局（キルナ第一可搬局、パース第一可搬局、サンチアゴ第一可搬局、マスパロマス第一可搬局、沖縄第一可搬局）緊急不具合修理 ③地上ネットワークシステムの地上局で発生している不具合の緊急修理 ④九百四十二万円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、人工衛星の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

①平成二十四年（二千十二年）十月二十五日 ②地上ネットワークシステム（GN）地上局（沖縄第一可搬局、増田第一可搬局）台風十七号被害に伴う空中線設備緊急不具合修理 ③台風被害に伴う地上ネットワークシステムの地上局の空中線設備の緊急修理 ④七百四十五万五千円 ⑤随意契約 ⑥他社では代替することが不可能であり、かつ、人工衛星の追跡管制、運用等に重大な支障を来すため

(六) について

防衛省では、これまでに三菱電機との間で行った全ての契約を対象とし、これらの契約における過大請求に係る事実関係の全容の解明を図っているところであるが、御指摘の「防衛省退職者の三菱電機への再就職者」及び「三菱電機社員（元職含む）の防衛省在籍者」の関与については確認されていない。

(七) について

防衛省及びJAXAにおいては、過大請求事案の背景・原因を含めた事実関係の調査を行っているところであり、この調査結果や会計検査院の指摘も踏まえ、抜き打ち調査等を含めた再発防止策を検討してまいりたい。